

中部相 第 16 号
平成 28 年 3 月 29 日

中日本高速道路株式会社
名古屋支社長 殿

総務省
中部管区行政評価局長

名古屋第二環状自動車道の道路標識に関する行政相談について（あっせん）

当局では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 21 号の規定に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出について必要なあっせんを行っています。

このたび、当局に対し、「名古屋第二環状自動車道の出口を予告する案内標識に、出口までの距離とともに出口方向の矢印を標示してほしい。」との申出がありました。

この申出に関連して、貴社が管理する名古屋第二環状自動車道における案内標識の設置状況等を調査するとともに、中部管区行政評価局行政苦情処理委員会（座長：西讓一郎元東海銀行副頭取）から意見を聞くなどして検討した結果、別紙のとおり対応が必要と考えられますので、ご検討ください。

なお、これに対する貴社の対応措置（方針を含む。）について、平成 28 年 6 月 30 日までにご回答くださいますようお願いいたします。

担当：首席行政相談官
電話：(052) 972-7416

【別 紙】

1 申出要旨

私は先日、名古屋高速道路の入口から乗り、名古屋第二環状自動車道（以下「名二環」という。）の出口で降りた。

この経路中、名古屋高速道路では、出口予告を示す案内標識（以下「出口予告標識」という。）に、出口が右側か左側かを示す矢印が標示されており、この道路を初めて運転する利用者にも非常に分かりやすく、親切な標示内容となっている。

しかし、名二環の出口予告標識は、出口までの距離標示のみで出口の方向を示す矢印等の標示はない。

私は左側車線を走行しており、途中、出口は左方向か、右方向かを確認したかったが、出口方向を示す矢印が標示されていないので不安だった。

接続する名古屋高速道路と名二環とで標示内容が違うのは甚だ疑問である。

名二環についても、出口予告標識に出口までの距離とともに出口方向の矢印を標示してほしい。

2 関係業務の実態（別添）

3 中部管区行政評価局行政苦情処理委員会の意見

中日本高速道路株式会社が管理する名二環の出口予告標識には、出口方向を示す矢印標示が無いことについては、全ての出口が左側に設置されている名二環と左右の出口が混在する名古屋高速道路とでは状況が異なること、また、名二環の出口予告標識は標識令等の規定に沿ったものであることといった事情は認められる。

一方、名古屋高速道路と名二環は相互に乗り入れる交通量が多く、特に、双方の道路事情に通じない利用者にとっては、出口予告標識の内容が異なることにより戸惑うことがあるものと考えられる。

また、中日本高速道路株式会社と同様に、都市間高速道路を管理する東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社では、利用者の利便を考慮し、標識令等の法令外の措置として、出口の方向を示す標識を設置している例がある。

以上の状況を踏まえ、道路利用者の安全の一層の向上の観点から、中日本高速道路株式会社は、名二環の出口予告標識において、距離標示のみでなく、出口の方向を示す矢印を標示することについて検討する必要がある。

4 あっせん

名古屋高速道路の出口予告標識とは異なり、名二環の出口予告標識には、出口の方向を示す矢印標示がないことについては、名二環の出口は名古屋高速道路とは異なり全て左側に設置されていること、両道路の標識は標識令等の規定に基づいて設置されたものであることといった事情が認められる。

しかし、その一方では、両道路は相互に乗り入れる交通量が多く、特に、双方の

道路事情に通じない利用者にとっては、出口予告標識の内容が異なることにより戸惑うことがあるものと考えられること、東日本高速道路株式会社等においては、利用者の利便を考慮し、標識令等の法令外の措置として、出口の方向を示す標識を設置している例があることといった状況もみられる。

以上の状況を総合的に判断すると、上記の当局行政苦情処理委員会の意見のとおり、道路利用者の安全の一層の向上の観点から、名二環において出口の方向を示す矢印を標示することについて、名二環の出口予告標識の老朽化に伴う更新の機会を利用して出口の方向を示す矢印を標示するなど、可能な方策を検討する必要がある。

【別添】

関係業務の実態

1 道路標識の設置根拠

道路標識の種類、設置場所、様式等は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年総理府・建設省令第3号）（以下「標識令」という。）に定められている。

また、道路標識のうち道路管理者が整備する標識の設置場所等の詳細については、国土交通省の「道路標識設置基準」（昭和61年都街発第32号道企発第50号都市局長・道路局長）に定められている（以下標識令と道路標識設置基準を合せて「標識令等」という。）。

標識令等では、首都高速道路株式会社や名古屋高速道路公社等が管理する「都市内高速道路」と東日本、中日本及び西日本高速道路株式会社（以下それぞれ「ネクスコ東日本」、「ネクスコ中日本」、「ネクスコ西日本」という。）が管理する「都市間高速道路」の区分があり、設置する道路標識も別様のものが定められている。

出口予告標識について、標識令等では、都市内高速道路（名古屋高速道路が該当）は出口までの距離と出口の方向を示す矢印標示を行うこととされている。

一方、都市間高速道路（名二環が該当）は、出口までの距離標示のみで出口方向を示す矢印標示を行うこととはされていない。

2 当局の調査結果

（1）名古屋高速道路と名二環間の交通の実態及び出口予告標識等の状況

名古屋高速道路と名二環間の交通の状況をみると、下記のとおり、相互に乗り入れて通行する車両が多く、利用者にとっては密接に関連した道路として利用されている状況がうかがわれる。

その一方、両道路の出口予告標識については異なった標示内容となっている。

出口予告標識の内容が異なる理由は、標識令等に都市内高速道路と都市間高速道路の区分があり、その区分により出口予告標識の様式に相違があることによる。

ア 名古屋高速道路と名二環の交通の実態

名古屋高速道路と名二環は5箇所のジャンクションで接続されており、名古屋市中心部と名古屋市近郊の間を自動車で移動する運転者にとっては、両道路を利用することにより様々なルートを選択が可能となっている。

ちなみに、平成26年度における名古屋高速道路の日平均交通量は308,227台/日、名二環は170,934台/日であるが、このうち名古屋高速道路から名二環へ乗り入れた交通量は、平成26年度の日平均32,000台/日、名二環から名古屋高速道路へ乗り入れた交通量は32,500台/日となっている。

イ 出口の位置と出口予告標示の状況

(ア) 名古屋高速道路の状況

名古屋高速道路には 41 箇所があり、このうち 32 箇所が本線の右側に、9 箇所が左側に設置されている。

また、名古屋高速道路公社が作成した「出口案内標識設置基準」によれば、出口予告標識には標識令の 110-B 標識（出口までの距離標示と出口の方向を示す矢印を標示するもの）を標示することとしており、i）本線と出口の分岐手前 200m、600m 付近の車道上方（設計速度 80 km 区間では手前 1 km 付近にも設置）、ii）右側出口と本線の分岐手前 800m 付近の左側車道上方に、それぞれ設置することとされている。同基準に基づき、出口予告標識には、出口までの距離標示と出口の方向を示す矢印標示が行われている。

(イ) 名二環の状況

名二環には 25 箇所があり、全ての出口が本線の左側に設置されている。

また、出口予告標識は、出口分岐点の 1 km 手前、500m 手前等に設置されており、出口までの距離標示のみで出口の方向を示す矢印標示は行われていない。出口予告標識が距離標示のみとなっている理由について、ネクスコ中日本名古屋支社では、「日本道路公団の分割・民営化後のネクスコ 3 社（東日本、中日本及び西日本）は、都市間高速道路を管理する共通の立場から、標識令、道路標識設置基準及び 3 社共通の設計要領に基づいた標示内容（標識令様式 110-A）に統一している。」と説明している。

(2) ネクスコ東日本及びネクスコ西日本における出口予告標識等の実態

本件に関連して、ネクスコ中日本と同様に都市間高速道路を管理するネクスコ東日本及びネクスコ西日本における出口予告標識の実態を調査したところ、次のとおり、出口までの距離標示に加えて出口の方向を示す矢印標示を行った標識を設置している事例がみられた。

ア 東京外環自動車道（ネクスコ東日本）

東京外環自動車道には 15 箇所があり、名二環と同様に、全ての出口が本線の左側に設置されている。

しかし、東京外環自動車道の出口予告標識（出口分岐点の 1 km 手前、500m 手前等に設置）は、名二環とは異なり、矢印標示を必要としない終点出口を除き、全ての出口予告標識に出口までの距離標示と出口が本線左側にあることを示す矢印標示が併記されている。

このように東京外環自動車道における出口予告標識に、出口方向を示す矢印標示を行っている理由について、ネクスコ東日本関東支社では、次のとおり説明している。

(ネクスコ東日本関東支社建設事業統括課及び保全課の説明)

高速道路上の道路標識は、標識令、道路標識設置基準及び設計要領により設

置するのが基本であるが、一般論として、道路利用者からのご意見等があれば、標示内容の変更を検討することもある。

東京外環自動車道における出口予告標識の矢印標示については、当時の関係資料が存在しないため、その経緯は分かりかねる。

なお、ネクスコ東日本の管内では、これ以外の自動車道で、出口予告標識に矢印標示を行っている例は無い。

イ 西名阪自動車道（ネクスコ西日本）

西名阪自動車道の出口は 12 箇所あり、名二環と同様に、全ての出口は本線の左側に設置されている。

このうち、上り線柏原出口の 600m 及び 500m 手前地点には、標識令等で定める出口予告標識（出口までの距離標示のみ）のほかに、「柏原出口左側車線へ」の文字及び矢印を表記した「立て看板」が設置されている。

当該立て看板を設置した理由について、ネクスコ西日本関西支社では、次のとおり説明している。

（ネクスコ西日本関西支社交通計画課の説明）

法令標識のほかに、当該立て看板を設置した理由については、当該出口の交通量が多いこと、また、柏原インターチェンジはーフインターチェンジ（出口は上り線のみで下り線には出口無し）であることから、多くの道路利用者から、「インターチェンジの出口が分かりにくい。」との苦情や指摘を受けた。このため、社内では対応策を検討し、さらに警察機関との協議の上で、法令外の補助標識を出口 600m 及び 500m 手前地点に設置した。